

検討事項及び今後のスケジュールについて（案）

1. 検討事項について

「水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について（答申）」及び「水生生物の保全に係る環境基準に関する施策の重要事項について（水環境部会決定）」を踏まえ、以下の事項について検討を進める。

（1）水域類型の指定の考え方

実水域における水域類型の指定を検討しながら、一般的な水域類型の指定の考え方を整理する。

実水域としては、淡水域においては水温に着目した類型区分であることを考慮し、北上川、多摩川、吉野川の3河川とし、海域においては東京湾とする。

また、水域類型の指定がなされた水域における環境基準の運用（常時監視における水質調査方法、環境基準の達成状況の評価方法等）に関する事項も整理する。

（2）各水域の水域類型の指定

（1）の考え方に従い、国が水域類型の指定をする水域について、審議に必要な資料が揃った水域から順次検討する。

2. 今後のスケジュールについて

第1回

- （1） 諮問について
- （2） 検討の進め方

第2回以降

- （1） 水域類型の指定の基本的な考え方
- （2） 国あてはめ水域の水域類型の指定
 - ・ 数水域ごとにまとめて検討
 - ・ 数次に分けて報告